



## 税など

縦覧台帳と固定資産課税台帳を  
ご覧になれます



### ●縦覧台帳の縦覧

縦覧とは、納税者が自己の土地・家屋の価格を同一町内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の内容などを確認するための制度です。

**縦覧期間** 4月1日(月)～5月31日(金)  
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**場所** 税務課

**対象** 町内に土地または家屋を所有する納税者

**内容** 町内の土地と家屋の所在地・面積・価格(所有者の名前や住所は除く)が記載された台帳の縦覧

※土地だけの納税者は土地の縦覧台帳  
家屋だけの納税者は家屋の縦覧台帳  
に限りません

**持ち物** 本人確認ができる書類など

### ●固定資産課税台帳の閲覧

閲覧とは、納税義務者や借地人・借家人などが関係する固定資産について、固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。

**閲覧期間** 4月1日(月)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**対象** 固定資産の納税義務者と借地人・借家人などの関係者

**場所** 税務課

**内容** 該当する土地・家屋などの固定資産課税台帳

**持ち物** ▼固定資産税の納税義務者：本人確認ができる書類など ▼借地人・借家人など：本人確認ができる書類など

借家人などであることが確認できるもの

### ●固定資産路線価図を公開

固定資産税の土地の評価について、納税者の人に理解を深めていただくために、固定資産路線価を公開します。

**公開日** 4月1日(月)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**場所** 税務課

**問** 税務課課税第二係  
☎ 34・2113



## 暮らし・環境

浄化槽の清掃をしましょう



浄化槽が正常な働きを保つためには、**清掃(汚泥引き抜き)**が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。

皆さんの生活に欠かせない、きれいな水質を維持するためにも、必ず点検・清掃を行いましょ。

その際、必ず町の許可を受けた業者で行ってください。

**清掃料** 浄化槽の規模に応じた清掃料が必要です。

**申込先** おおやまと環境整美事業協同組合(浄化槽清掃許可業者)

☎ 0745・52・2982

**問** 清掃工場(環境管理課)

☎ 33・5003



**税・保険料などの納付が便利に！**

**5月からコンビニ納付がスタート**

平成25年5月から、下記の税などが全国の主なコンビニで納付できるようになります。曜日や時間を気にすることなく納付することができ、手数料も不要です。

ぜひご利用ください。

**コンビニ納付ができるもの**

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

詳細については、広報たわらもと5月号か、町ホームページをご覧ください。

**5月31日(金)で終了します**

**夜間の納付（相談）窓口開設**

夜間に町税（介護保険料・後期高齢者医療保険料も含む）を納付できるよう、これまで夜間窓口の開設を実施してきました。

5月からコンビニでの納付が可能になりますので、夜間窓口の開設を平成25年5月31日(金)で終了します。

なお、4月の夜間窓口は引き続き下記の日程で実施します。

**日時** 4月1日(月)・4日(木)・25日(木)・30日(火)  
5月2日(木)  
午後5時15分～9時

**場所** 町役場税務課

**☎** 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111



**福祉タクシー制度の利用を**

重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金分の助成が受けられる利用券を交付します。  
**対象者** 身体障害者手帳（1級、2級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている人  
**申込方法** 身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持って、健康福祉課障害福祉係へ。  
※昨年度の福祉タクシー利用券を持つ

**☎** 健康福祉課障害福祉係  
34・2090  
ている人は窓口へお持ちください。

**老人無料入浴券を交付します**

町内の公衆浴場（五光温泉）を、週3回（火・木・土曜日）利用できる入浴券（年間60枚）を交付します。  
**対象** 町内に住む65歳以上の人  
**☎・申込** 本人確認をすることができ、本人確認、保険証など）と印鑑を持って、長寿介護課高齢福祉係（☎ 34・2103）へ。



**小・中学生の就学援助**

経済的な理由により、公立小・中学校への就学が困難な家庭に学用品や修学旅行などの費用の一部を援助します。  
**条件** 生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合  
**申込方法** 受給を希望する人は、お子さんの就学している学校に申請してください。  
**☎** お子さんの就学している学校  
▼教育総務課 ☎ 34・2074